

廃棄物の不法投棄や不法焼却は犯罪です

◎不法投棄(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第25条第2項

◎不法焼却(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

(ごみの野焼きや構造基準に適合しない小型焼却炉での焼却)

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号及び第25条第2項

例外として認められているもの

- ①どんと祭などの風俗習慣上や宗教上の行事を行うため必要なもの
- ②稲わらの焼却などの農業経営などに必要なもの
- ③たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの

焼却炉適合基準

800℃以上の連続焼却ができ、この温度を保つための助燃装置などが設置されているもの

ごみステーションの資源物の持ち去り行為はルール違反です

資源物(缶類、雑誌など)は各町村が回収するために出されたものです。持ち去り行為はルール違反です。

環境管理センター案内図

所在地：大和町吉田字根古北50番地

☎342-2218

※休業日 土曜日・日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)
但し、12月29日・30日は土曜日・日曜日でも搬入できます。
※受付時間 午前8:30～12:00・午後13:00～16:00



← 往路 ← 復路 (搬入車両は、一方通行にご協力願います)